



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 兼松エンジニアリング株式会社
 代表者 代表取締役 佃 維男
 (コード番号 6402)
 問合せ先責任者 管理部門執行役員 中野 守康
 (TEL 088-845-5511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月21日開催予定の第45期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 資本政策を機動的に遂行することが可能となるようにするため、会社法第165条第2項の規定より取締役会の決議によって自己株式の買い受けを行うことができる旨を新設するものであります。(変更案第7条)
- ② 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第25条)
- ③ 監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約に関する規定を変更するものであります。(変更案第33条)
- ④ 上記の各変更に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(自己の株式の取得)</u>
第7条	<u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
) (条文省略)	第8条) (現行どおり)
第23条	第24条
(新 設)	<u>(取締役との責任限定契約)</u>
	<u>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第24条	第26条
) (条文省略)) (現行どおり)
第30条	第32条

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第<u>31</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第<u>32</u>条 〵 (条文省略)</p> <p>第<u>38</u>条</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第<u>34</u>条 〵 (現行どおり)</p> <p>第<u>40</u>条</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月21日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成28年6月21日(火曜日)

以上